

職員団体・労働組合に係る職務専念義務の免除等 に関する調査結果について

平成 22 年 1 月 25 日
総務省自治行政局公務員部公務員課
総務省自治財政局公営企業課

○ 職員団体に係る職務専念義務の免除等に関する調査

1 調査の概要

- (1) この調査は、地方公共団体（都道府県、政令市、市区町村）において、地方公務員法第 52 条の規定による職員団体に加入している地方公務員が、勤務時間中に行っている職員団体のための活動の状況を調査したものです。
- (2) 今年度の調査は、平成 21 年 3 月 27 日付け総行公第 21 号公務員課長、総財公第 46 号公営企業課長通知により適正化を要請した後の状況をフォローアップするため、制度については平成 21 年 9 月 30 日現在（9 月議会における条例改正を含む。）、運用については平成 20 年 10 月 1 日から平成 21 年 9 月 30 日までの期間を対象としています。
- (3) 「ながら条例」は、都道府県 47 団体、政令市 18 団体、市区町村 1,721 団体において制定されていました。（平成 21 年 9 月 30 日現在の団体数は、都道府県 47 団体、政令市 18 団体、市区町村 1,779 団体です。）
- (4) 組合休暇（職専免）は、都道府県 21 団体、政令市 18 団体、市区町村 1,258 団体において制度が設けられていました。
- (5) ながら条例における「条例準則」とは、昭和 41 年 6 月 21 日付け自治公第 48 号行政局長通知により示された「職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例（案）」をいいます。この中で、勤務時間中に給与を受けながら職員団体の活動を行うことができるのは、「地方公務員法第 55 条第 8 項の規定に基づき、適法な交渉を行なう場合」に限られるべきものとされています。
- (6) 組合休暇における「条例準則」とは、昭和 43 年 10 月 17 日付け自治公一第 37 号公務員第一課長通知により示された「組合休暇に関する改正条例案」をいいます。この中で、組合休暇を与えることができるのは、
 - ① 職員が登録された職員団体の規約に定める機関で人事委員会規則で定めるものの構成員として当該機関の業務に従事する場合
 - ② 登録された職員団体の加入する上部団体のこれらの機関に相当する機関の業務で当該職員団体の業務と認められるものに従事する場合に限られ、組合休暇の期間は無給とすべきものとされています。

2 調査結果

(ポイント)

(1) 「ながら条例」の規定・運用の見直しが必要な団体の状況

区 分	条例準則と異なる規定	条例準則と異なる運用	「口頭承認」又は「手続なし」
都道府県	0	0	0
政令市	0	0	0
市区町村	3	11	18
合 計	3	11	18

(2) 組合休暇（職専免）の規定・運用の見直しが必要な団体の状況

区 分	条例準則と異なる規定	条例準則と異なる運用	「口頭承認」又は「手続なし」	有給
都道府県	4	0	0	0
政令市	3	0	0	0
市区町村	40	30	2	33
合 計	47	30	2	33

3 資料

表1 「ながら条例」の運用の見直しが必要な都道府県、政令市、特別区…P4

表2 組合休暇（職専免）の規定の見直しが必要な都道府県、政令市…P5

表3 職員団体に係る職務専念義務の免除等の状況（都道府県、政令市、特別区）…P6～P9

表4 市区町村調査結果表…P10～P11

○ 労働組合に係る職務専念義務の免除等に関する調査

1 調査の概要

- (1) この調査は、地方公共団体（都道府県、市区町村）において、労働組合法第2条の規定による労働組合に加入している地方公務員（単純労務職員及び企業職員（地方公営企業で勤務する単純労務職員を含む。））が、勤務時間中に行っている活動の状況を調査したものです。
- (2) 今年度の調査は、平成21年3月27日付け総行公第21号公務員課長、総財公第46号公営企業課長通知により適正化を要請した後の状況をフォローアップするため、制度については平成21年9月30日現在（9月議会における条例改正を含む。）、運用については平成20年10月1日から平成21年9月30日までの期間を対象としています。
- (3) 「7条3号ただし書き組合活動」とは、①労働組合法第7条第3号ただし書に規定する使用者との協議、交渉、②①に入る前の20～30分程度の時間、③①を行うための必要最小限の予備交渉をいいます。

2 調査結果

(ポイント)

- (1) 「7条3号ただし書き組合活動」以外に有給で職務専念義務を免除している団体の状況

区 分	単純労務職員		企業職員	
	労組がある 団体数	有給職免が ある団体数	労組がある 団体数	有給職免が ある団体数
都道府県	24	0	44	0
政令市	12	0	17	0
市区町村	185	14	345	32
合 計	221	14	406	32

- (2) 「口頭承認」又は「手続なし」の団体の状況

区 分	単純労務職員	企業職員
都道府県	0	0
政令市	0	0
市区町村	4	10
合 計	4	10

3 資料

表5 有給による労働組合活動の状況…P12～P17

○ 専従職員数

1 調査の概要

地方公共団体（都道府県、政令市）において、平成21年4月1日現在、地方公務員法第55条の2第5項又は地方公営企業等の労働関係に関する法律第6条第5項に基づく専従職員数を調査しました。

2 調査結果

(ポイント)

- (1) 在籍専従職員の状況

区 分	一般職員 職員団体	教育関係 職員団体	単純労務職員 職員団体	単純労務職員 労働組合	企業職員 労働組合
都道府県	266	730	0	7	39
政令市	89	104	0	24	59
合 計	355	834	0	31	98

3 資料

表6 在籍専従職員の状況（都道府県、政令市）…P18～P19

「ながら条例」の運用の見直しが必要な都道府県、政令市、特別区

都道府県 0団体

1 「適法な交渉」以外にも有給の組合活動を認めている団体

①団体数

H20調査	H21調査	増減
2	0	▲ 2

2 「適法な交渉」のための移動時間のみ、条例準則の範囲を超えて運用している団体

①団体数

H20調査	H21調査	増減
4	0	▲ 4

注 適法な交渉の場所に参集するに要する20分～30分程度の時間を除き、移動時間は「適法な交渉」の範囲には含まれない。

政令市 0団体

1 「適法な交渉」以外にも有給の組合活動を認めている団体

①団体数

H20調査	H21調査	増減
4	0	▲ 4

特別区 0団体

1 「適法な交渉」以外にも有給の組合活動を認めている団体

①団体数

H20調査	H21調査	増減
8	0	▲ 8

組合休暇（職専免）の規定の見直しが必要な都道府県、政令市

都道府県

4団体

1 組合休暇（職専免）制度の有無

(単位:団体数)

制度有り	制度なし	合計
21	26	47

2 組合休暇の規定が条例準則と異なる団体

①団体数

H20調査	H21調査	増減
4	4	0

②団体名

山形県、静岡県、和歌山県、佐賀県

3 条例準則の範囲を超えて運用している団体

①団体数

H20調査	H21調査	増減
1	0	▲ 1

政令市

3団体

1 組合休暇（職専免）制度の有無

(単位:団体数)

制度有り	制度なし	合計
18	0	18

2 組合休暇の規定が条例準則と異なる団体

①団体数

H20調査	H21調査	増減
3	3	0

②団体名

札幌市、さいたま市、福岡市

職員団体に係る職務専念義務の免除等の状況(都道府県)

【調査期間:平成20年10月1日～平成21年9月30日】

○「ながら条例」に基づく活動状況

都道府県名	条例準則の範囲内		その他		合計	
	延べ人数	総時間	延べ人数	総時間	延べ人数	総時間
北海道	0	0	0	0	0	0
青森	98	165	0	0	98	165
岩手	101	81	0	0	101	81
宮城	71	108	0	0	71	108
秋田	95	146	0	0	95	146
山形	686	2,953	0	0	686	2,953
福島	249	662	0	0	249	662
茨城	159	453	0	0	159	453
栃木	493	1,830	0	0	493	1,830
群馬	139	364	0	0	139	364
埼玉	488	2,008	0	0	488	2,008
千葉	410	725	0	0	410	725
東京	198	299	0	0	198	299
神奈川	281	794	0	0	281	794
新潟	1,624	4,361	0	0	1,624	4,361
富山	275	273	0	0	275	273
石川	190	214	0	0	190	214
福井	48	86	0	0	48	86
山梨	54	125	0	0	54	125
長野	2,415	13,991	0	0	2,415	13,991
岐阜	4	9	0	0	4	9
静岡	253	330	0	0	253	330
愛知	1,327	6,264	0	0	1,327	6,264
三重	526	1,018	0	0	526	1,018
滋賀	1,388	2,481	0	0	1,388	2,481
京都	1,471	5,713	0	0	1,471	5,713
大阪	4,941	19,198	0	0	4,941	19,198
兵庫	1,752	6,159	0	0	1,752	6,159
奈良	115	431	0	0	115	431
和歌山	923	1,453	0	0	923	1,453
鳥取	163	659	0	0	163	659
島根	220	367	0	0	220	367
岡山	766	2,040	0	0	766	2,040
広島	3,564	6,906	0	0	3,564	6,906
山口	369	1,131	0	0	369	1,131
徳島	1,518	3,345	0	0	1,518	3,345
香川	612	1,797	0	0	612	1,797
愛媛	115	621	0	0	115	621
高知	397	1,051	0	0	397	1,051
福岡	267	795	0	0	267	795
佐賀	688	2,276	0	0	688	2,276
長崎	380	1,342	0	0	380	1,342
熊本	277	888	0	0	277	888
大分	1,359	6,382	0	0	1,359	6,382
宮崎	25	53	0	0	25	53
鹿児島	316	1,765	0	0	316	1,765
沖縄	48	155	0	0	48	155

注 1) 「条例準則の範囲」とは、地方公務員法第55条第8項の規定に基づき適法な交渉を行う場合をいう。

2) 運用がない場合は「0」としている。

職員団体に係る職務専念義務の免除等の状況(都道府県)

【調査期間:平成20年10月1日～平成21年9月30日】

○組合休暇(職專免)に基づく活動状況

都道府県名	条例準則の範囲内		その他		取得目的が不明		合計	
	延べ人数	総時間	延べ人数	総時間	延べ人数	総時間	延べ人数	総時間
北海道	0	0	0	0	0	0	0	0
青森	—	—	—	—	—	—	—	—
岩手	—	—	—	—	—	—	—	—
宮城	—	—	—	—	—	—	—	—
秋田	—	—	—	—	—	—	—	—
山形	0	0	0	0	0	0	0	0
福島	—	—	—	—	—	—	—	—
茨城	—	—	—	—	—	—	—	—
栃木	0	0	0	0	0	0	0	0
群馬	—	—	—	—	—	—	—	—
埼玉	0	0	0	0	0	0	0	0
千葉	22	48	0	0	0	0	22	48
東京	2,440	5,733	0	0	0	0	2,440	5,733
神奈川	—	—	—	—	—	—	—	—
新潟	1,426	6,170	0	0	0	0	1,426	6,170
富山	—	—	—	—	—	—	—	—
石川	—	—	—	—	—	—	—	—
福井	—	—	—	—	—	—	—	—
山梨	—	—	—	—	—	—	—	—
長野	—	—	—	—	—	—	—	—
岐阜	0	0	0	0	0	0	0	0
静岡	382	1,974	0	0	0	0	382	1,974
愛知	267	1,112	0	0	0	0	267	1,112
三重	4	57	0	0	0	0	4	57
滋賀	—	—	—	—	—	—	—	—
京都	0	0	0	0	0	0	0	0
大阪	—	—	—	—	—	—	—	—
兵庫	185	778	0	0	0	0	185	778
奈良	—	—	—	—	—	—	—	—
和歌山	0	0	0	0	0	0	0	0
鳥取	—	—	—	—	—	—	—	—
島根	—	—	—	—	—	—	—	—
岡山	—	—	—	—	—	—	—	—
広島	—	—	—	—	—	—	—	—
山口	16	69	0	0	0	0	16	69
徳島	51	248	0	0	0	0	51	248
香川	—	—	—	—	—	—	—	—
愛媛	—	—	—	—	—	—	—	—
高知	38	226	0	0	0	0	38	226
福岡	9	47	0	0	0	0	9	47
佐賀	0	0	0	0	0	0	0	0
長崎	—	—	—	—	—	—	—	—
熊本	—	—	—	—	—	—	—	—
大分	—	—	—	—	—	—	—	—
宮崎	—	—	—	—	—	—	—	—
鹿児島	0	0	0	0	0	0	0	0
沖縄	0	0	0	0	0	0	0	0

注 1)「条例準則の範囲」とは、(1)登録された職員団体の規約で定める機関で人事委員会規則で定めるものの構成員として当該団体の業務に従事する場合、(2)登録された職員団体の加入する上部団体のこれらの機関に相当する機関の業務で当該職員団体の業務と認められるものに従事する場合をいう。

2) 組合休暇制度(若しくはそれに相当する職專免制度)がない場合は「—」、制度はあるが運用がない場合は「0」としている。

職員団体に係る職務専念義務の免除等の状況(政令市)

【調査期間:平成20年10月1日～平成21年9月30日】

○「ながら条例」に基づく活動状況

政令市名	条例準則の範囲内		その他				合計	
	延べ人数	総時間	県費負担教職員以外		県費負担教職員		延べ人数	総時間
	延べ人数	総時間	延べ人数	総時間	延べ人数	総時間	延べ人数	総時間
札幌市	382	595	0	0	0	0	382	595
仙台市	1,361	5,692	0	0	0	0	1,361	5,692
さいたま市	578	1,351	0	0	0	0	578	1,351
千葉市	184	352	0	0	0	0	184	352
横浜市	5,196	17,283	0	0	0	0	5,196	17,283
川崎市	6,206	13,669	0	0	0	0	6,206	13,669
新潟市	205	388	0	0	0	0	205	388
静岡市	111	177	0	0	0	0	111	177
浜松市	60	77	0	0	0	0	60	77
名古屋市	2,172	4,004	0	0	0	0	2,172	4,004
京都市	4,133	6,955	0	0	0	0	4,133	6,955
大阪市	1,692	3,966	0	0	0	0	1,692	3,966
堺市	252	702	0	0	0	0	252	702
神戸市	3,478	7,694	0	0	0	0	3,478	7,694
岡山市	124	470	0	0	0	0	124	470
広島市	209	263	0	0	0	0	209	263
北九州市	838	1,072	0	0	0	0	838	1,072
福岡市	202	478	0	0	0	0	202	478

注 1) 「条例準則の範囲」とは、地方公務員法第55条第8項の規定に基づき適法な交渉を行う場合をいう。

2) 運用がない場合は「0」としている。

○組合休暇(職専免)に基づく活動状況

政令市名	条例準則の範囲内		その他		取得目的が不明		合計	
	延べ人数	総時間	延べ人数	総時間	延べ人数	総時間	延べ人数	総時間
札幌市	346	2,381	0	0	0	0	346	2,381
仙台市	114	814	0	0	0	0	114	814
さいたま市	0	0	0	0	0	0	0	0
千葉市	12	60	0	0	0	0	12	60
横浜市	139	410	0	0	0	0	139	410
川崎市	36	95	0	0	0	0	36	95
新潟市	8	14	0	0	0	0	8	14
静岡市	79	449	0	0	0	0	79	449
浜松市	4	17	0	0	0	0	4	17
名古屋市	258	1,026	0	0	0	0	258	1,026
京都市	0	0	0	0	0	0	0	0
大阪市	2,739	7,088	0	0	0	0	2,739	7,088
堺市	450	2,262	0	0	0	0	450	2,262
神戸市	103	79	0	0	0	0	103	79
岡山市	22	153	0	0	0	0	22	153
広島市	14	270	0	0	0	0	14	270
北九州市	104	502	0	0	0	0	104	502
福岡市	499	1,468	0	0	0	0	499	1,468

注 1) 「条例準則の範囲」とは、(1)登録された職員団体の規約で定める機関で人事委員会規則で定めるものの構成員として当該団体の業務に従事する場合、(2)登録された職員団体の加入する上部団体のこれらの機関に相当する機関の業務で当該職員団体の業務と認められるものに従事する場合をいう。

2) 組合休暇制度(若しくはそれに相当する職専免制度)がない場合は「-」、制度はあるが運用がない場合は「0」としている。

職員団体に係る職務専念義務の免除等の状況(特別区)

【調査期間:平成20年10月1日～平成21年9月30日】

○「ながら条例」に基づく活動状況

特別区名	条例準則の範囲内		その他				合計	
			県費負担教職員以外		県費負担教職員			
	延べ人数	総時間	延べ人数	総時間	延べ人数	総時間	延べ人数	総時間
千代田区	40	64	0	0	0	0	40	64
中央区	26	19	0	0	0	0	26	19
港区	157	368	0	0	0	0	157	368
新宿区	235	221	0	0	0	0	235	221
文京区	332	203	0	0	0	0	332	203
台東区	0	0	0	0	0	0	0	0
墨田区	204	289	0	0	0	0	204	289
江東区	110	98	0	0	0	0	110	98
品川区	55	69	0	0	0	0	55	69
目黒区	12	12	0	0	0	0	12	12
大田区	320	97	0	0	0	0	320	97
世田谷区	49	58	0	0	0	0	49	58
渋谷区	97	133	0	0	0	0	97	133
中野区	13	16	0	0	0	0	13	16
杉並区	288	296	0	0	0	0	288	296
豊島区	309	320	0	0	0	0	309	320
北区	176	305	0	0	0	0	176	305
荒川区	342	199	0	0	0	0	342	199
板橋区	234	469	0	0	0	0	234	469
練馬区	848	1,421	0	0	0	0	848	1,421
足立区	118	114	0	0	0	0	118	114
葛飾区	486	578	0	0	0	0	486	578
江戸川区	129	86	0	0	0	0	129	86

注 1) 「条例準則の範囲」とは、地方公務員法第55条第8項の規定に基づき適法な交渉を行う場合をいう。

2) 運用がない場合は「0」としている。

○組合休暇(職専免)に基づく活動状況

特別区名	条例準則の範囲内		その他		取得目的が不明		合計	
	延べ人数	総時間	延べ人数	総時間	延べ人数	総時間	延べ人数	総時間
千代田区	0	0	0	0	0	0	0	0
中央区	27	37	0	0	0	0	27	37
港区	10	23	0	0	0	0	10	23
新宿区	13	26	0	0	0	0	13	26
文京区	0	0	0	0	0	0	0	0
台東区	10	29	0	0	0	0	10	29
墨田区	10	26	0	0	0	0	10	26
江東区	158	364	0	0	0	0	158	364
品川区	8	17	0	0	0	0	8	17
目黒区	54	149	0	0	0	0	54	149
大田区	11	33	0	0	0	0	11	33
世田谷区	0	0	0	0	0	0	0	0
渋谷区	0	0	0	0	0	0	0	0
中野区	15	48	0	0	0	0	15	48
杉並区	693	3,248	0	0	0	0	693	3,248
豊島区	0	0	0	0	0	0	0	0
北区	0	0	0	0	0	0	0	0
荒川区	13	38	0	0	0	0	13	38
板橋区	6	13	0	0	0	0	6	13
練馬区	1,641	3,909	0	0	0	0	1,641	3,909
足立区	59	178	0	0	0	0	59	178
葛飾区	19	75	0	0	0	0	19	75
江戸川区	13	33	0	0	0	0	13	33

注 1) 「条例準則の範囲」とは、(1)登録された職員団体の規約で定める機関で人事委員会規則で定めるものの構成員として当該団体の業務に従事する場合、(2)登録された職員団体の加入する上部団体のこれらの機関に相当する機関の業務で当該職員団体の業務と認められるものに従事する場合をいう。

2) 組合休暇制度(若しくはそれに相当する職専免制度)がない場合は「-」、制度はあるが運用がない場合は「0」としている。

市区町村調査結果表（職員団体）

○「ながら条例」の規定・運用の見直しが必要な市町村

区 分	市区町村数	条例あり	「ながら条例」の規定が「適法な交渉」以外のものを含んでいる団体		「適法な交渉」以外にも有給の組合活動を認めている団体（H20.10.1～H21.9.30）		「口頭承認」又は「手続なし」の団体	
北海道	179	175	0		0		5	当別町、江差町、積丹町、仁木町、余市町
青森県	40	40	0		0		0	
岩手県	35	35	0		0		0	
宮城県	34	34	0		0		0	
秋田県	25	25	0		0		0	
山形県	35	35	0		0		0	
福島県	59	58	0		0		2	国見町、小野町
茨城県	44	44	0		0		0	
栃木県	30	30	0		0		0	
群馬県	36	36	0		0		0	
埼玉県	69	69	0		0		2	川越市、狭山市
千葉県	55	55	0		1	(香取市)	0	
東京都(23区)	23	23	0		0		0	
東京都(市町村)	39	37	0		1	(国立市)	0	
神奈川県	31	30	0		0		1	鎌倉市
新潟県	30	29	0		0		0	
富山県	15	15	0		0		0	
石川県	19	18	0		0		0	
福井県	17	17	0		0		0	
山梨県	28	28	0		0		0	
長野県	80	77	0		0		0	
岐阜県	42	27	0		0		0	
静岡県	35	35	0		0		0	
愛知県	60	44	0		0		0	
三重県	29	29	0		0		0	
滋賀県	26	26	0		0		0	
京都府	25	25	1	八幡市	3	八幡市、京田辺市、大山崎町	3	亀岡市、城陽市、八幡市
大阪府	41	41	0		1	(八尾市)	4	豊中市、泉佐野市、和泉市、羽曳野市
兵庫県	40	40	0		1	(西宮市)	0	
奈良県	39	39	0		1	(奈良市)	0	
和歌山県	30	30	0		0		0	
鳥取県	19	19	0		0		0	
島根県	21	21	0		0		0	
岡山県	26	26	0		0		0	
広島県	22	22	0		0		0	
山口県	20	20	0		0		0	
徳島県	24	24	0		0		0	
香川県	17	17	0		0		1	坂出市
愛媛県	20	20	0		0		0	
高知県	34	33	0		2	(宿毛市)、(土佐清水市)	0	
福岡県	64	60	1	水巻町	0		0	
佐賀県	20	20	0		0		0	
長崎県	23	23	0		0		0	
熊本県	47	47	0		1	(熊本市)	0	
大分県	18	18	0		0		0	
宮崎県	28	28	0		0		0	
鹿児島県	45	45	0		0		0	
沖縄県	41	32	1	沖縄市	0		0	
合 計	1,779	1,721	3		11		18	

注) 「適法な交渉」以外にも有給の組合活動を認めている団体のうち、()の市町村は平成21年9月30日現在で運用を是正済み。

○組合休暇の規定・運用の見直しが必要な市町村

区分	市区町村数	制度あり	組合休暇の規定が 条例準則と異なる団体	条例準則を超える 運用をしている団体 (H20.10.1～H21.9.30)	「口頭承認」又は 「手続なし」の団体	有給の団体				
北海道	179	151	1	美唄市	0	1	仁木町	0		
青森県	40	15	0		0	0		0		
岩手県	35	26	0		0	0		0		
宮城県	34	21	0		0	0		0		
秋田県	25	25	0		0	0		0		
山形県	35	32	0		0	0		0		
福島県	59	31	0		1	0	(郡山市)	1	南相馬市	
茨城県	44	44	0		0	0		0		
栃木県	30	30	0		0	0		0		
群馬県	36	15	0		0	0		0		
埼玉県	69	68	3	川越市、熊谷市、川口市	4	川越市、熊谷市、川口市、 (鳩ヶ谷市)	0	3	川越市、熊谷市、川口市	
千葉県	55	41	0		0	0		0		
東京都 (23区)	23	23	0		0	0		0		
東京都 (市町村)	39	25	0		1	0	(昭島市)	2	青梅市、昭島市	
神奈川県	31	24	0		0	0		1	大磯町	
新潟県	30	29	0		0	0		0		
富山県	15	0	0		0	0		0		
石川県	19	1	0		0	0		0		
福井県	17	2	0		0	0		0		
山梨県	28	0	0		0	0		0		
長野県	80	74	0		0	0		1	飯島町	
岐阜県	42	37	0		0	0		0		
静岡県	35	33	0		0	0		0		
愛知県	60	16	5	津島市、豊田市、西尾市、 日進市、小坂井町	5	(春日井市)、津島市、豊田市、 西尾市、小坂井町	0	3	津島市、日進市、小坂井町	
三重県	29	17	0		0	0		0		
滋賀県	26	23	0		0	0		0		
京都府	25	12	3	亀岡市、京丹後市、久御山町	5	宮津市、亀岡市、八幡市、 京丹後市、久御山町	1	八幡市	7	宮津市、亀岡市、城陽市、 八幡市、京田辺市、 京丹後市、久御山町
大阪府	41	25	11	豊中市、吹田市、貝塚市、 八尾市、泉佐野市、松原市、 和泉市、箕面市、羽曳野市、 門真市、高石市	5	貝塚市、八尾市、松原市、 (箕面市)、門真市	0	7	豊中市、貝塚市、八尾市、 泉佐野市、松原市、和泉市、 門真市	
兵庫県	40	40	0		0	0		0		
奈良県	39	37	0		0	0		0		
和歌山県	30	22	6	新宮市、紀の川市、岩出市、 有田川町、北山村、串本町	0	0		0		
鳥取県	19	4	0		0	0		0		
島根県	21	15	0		0	0		1	吉賀町	
岡山県	26	9	1	津山市	0	0		3	津山市、玉野市、総社市	
広島県	22	22	0		0	0		0		
山口県	20	19	0		0	0		0		
徳島県	24	18	0		0	0		0		
香川県	17	6	0		0	0		0		
愛媛県	20	0	0		0	0		0		
高知県	34	31	0		0	0		0		
福岡県	64	27	3	豊前市、中間市、水巻町	6	豊前市、中間市、(芦屋町)、 水巻町、(岡垣町)、(遠賀町)	0	3	豊前市、中間市、水巻町	
佐賀県	20	11	7	佐賀市、唐津市、鳥栖市、 多久市、鹿島市、基山町、 白石町	0	0		0		
長崎県	23	13	0		0	0		0		
熊本県	47	45	0		1	(熊本市)	0	0		
大分県	18	11	0		0	0		0		
宮崎県	28	11	0		0	0		0		
鹿児島県	45	43	0		0	0		0		
沖縄県	41	34	0		2	宜野湾市、(浦添市)	0	1	宜野湾市	
合計	1,779	1,258	40		30	2		33		

注) 条例準則を超える運用をしている団体のうち、()の市町村は平成21年9月30日現在で運用を是正済み。

有給による労働組合活動の状況

【調査期間：平成20年10月1日～平成21年9月30日】

都道府県

①「7条3号ただし書き組合活動」以外に有給の労働組合活動があると報告のあった団体数

【単純労務職員】

H20調査	H21調査	増減
2	0	▲ 2

【企業職員】

H20調査	H21調査	増減
7	0	▲ 7

※「企業職員」には地方公営企業で勤務する単純労務職員を含む。以下同じ。

○本表では次の(1)～(3)の労働組合活動を「7条3号ただし書き組合活動」という。

- (1) 労働組合法第7条第3号ただし書に規定する使用者との協議・交渉
- (2) (1)に入る前の20～30分程度の時間
- (3) (1)を行うための必要最小限の予備交渉

○都道府県において、「口頭承認」又は「手続なし」で勤務時間中の労働組合活動を認めている団体はない。

②全団体の状況

都道府県名	事業名	「7条3号ただし書き組合活動」		その他組合活動		合計	
		延べ人数	総時間	延べ人数	総時間	延べ人数	総時間
北海道	単	-	-	-	-	-	-
	工・電	7	7	0	0	7	7
青森県	単	68	149	0	0	68	149
	工	4	6	0	0	4	6
	病	20	41	0	0	20	41
岩手県	単	-	-	-	-	-	-
	工・電	20	60	0	0	20	60
	病	31	135	0	0	31	135
宮城県	単	0	0	0	0	0	0
	病	9	13			9	13
秋田県	単	-	-	-	-	-	-
	工・電	25	36	0	0	25	36
山形県	単	-	-	-	-	-	-
	水・工・電・他	57	299	0	0	57	299
	病	56	318	0	0	56	318
福島県	単	-	-	-	-	-	-
	工	45	100	0	0	45	100
	病	45	132	0	0	45	132
茨城県	単	276	1,402	0	0	276	1,402
	水・工・他	25	100	0	0	25	100
	病	42	234	0	0	42	234
栃木県	単	-	-	-	-	-	-
	水・工・電・他	24	72	0	0	24	72
群馬県	単	0	0	0	0	0	0
	水・工・電・他	43	133	0	0	43	133
	病	45	153	0	0	45	153
埼玉県	単	-	-	-	-	-	-
	水・工・他	44	145	0	0	44	145
	病	2	5	0	0	2	5
千葉県	単	-	-	-	-	-	-
	水	140	645	0	0	140	645
	工・他	35	51	0	0	35	51
東京都	病	0	0	0	0	0	0
	単	0	0	0	0	0	0
	水・工	1,778	4,087	0	0	1,778	4,087
	交・電	909	2,198	0	0	909	2,198
神奈川県	他	2,699	8,485	0	0	2,699	8,485
	単	234	1,015	0	0	234	1,015
	水・電・他	160	509	0	0	160	509
新潟県	病	43	78	0	0	43	78
	単	45	126	0	0	45	126
	工・電・他	83	313	0	0	83	313
	病	855	2,097	0	0	855	2,097

都道府県名	事業名	「7条3号ただし書き組合活動」		その他組合活動		合計	
		延べ人数	総時間	延べ人数	総時間	延べ人数	総時間
富山県	単	-	-	-	-	-	-
	水・工・電・他	112	118	0	0	112	118
石川県	単	0	0	0	0	0	0
	水・電	0	0	0	0	0	0
福井県	単	0	0	0	0	0	0
	水・工・電・他	0	0	0	0	0	0
山梨県	単	-	-	-	-	-	-
	電・他	62	64	0	0	62	64
長野県	単	-	-	-	-	-	-
	水・電	63	119	0	0	63	119
岐阜県	単	-	-	-	-	-	-
	水・工	-	-	-	-	-	-
静岡県	単	-	-	-	-	-	-
	水・工・他	0	0	0	0	0	0
愛知県	単	-	-	-	-	-	-
	水・工・他	-	-	-	-	-	-
三重県	単	194	1,041	0	0	194	1,041
	水・工・電	351	646	0	0	351	646
滋賀県	単	16	64	0	0	16	64
	病	10	35	0	0	10	35
京都府	単	-	-	-	-	-	-
	水・工・電	-	-	-	-	-	-
大阪府	単	589	2,444	0	0	589	2,444
	水・工	228	864	0	0	228	864
兵庫県	単	909	4,011	0	0	909	4,011
	病	308	1,175	0	0	308	1,175
奈良県	単	-	-	-	-	-	-
	水	25	91	0	0	25	91
和歌山県	単	-	-	-	-	-	-
	工・他	0	0	0	0	0	0
鳥取県	単	35	187	0	0	35	187
	工・電	8	31	0	0	8	31
島根県	単	13	58	0	0	13	58
	水・工・電・他	90	136	0	0	90	136
岡山県	単	30	60	0	0	30	60
	病	0	0	0	0	0	0
広島県	単	-	-	-	-	-	-
	工・電	122	277	0	0	122	277
山口県	単	57	110	0	0	57	110
	水・工・他	115	196	0	0	115	196
徳島県	単	10	17	0	0	10	17
	工・電	5	8	0	0	5	8
香川県	単	-	-	-	-	-	-
	工・電・他	56	137	0	0	56	137
愛媛県	単	98	286	0	0	98	286
	工・電・病	147	679	0	0	147	679
高知県	単	52	85	0	0	52	85
	水・工・簡	123	306	0	0	123	306
福岡県	単	-	-	-	-	-	-
	工・電・病	14	84	0	0	14	84
佐賀県	単	-	-	-	-	-	-
	工	-	-	-	-	-	-
長崎県	単	71	187	0	0	71	187
	工・電・病	563	1,726	0	0	563	1,726
熊本県	単	0	0	0	0	0	0
	工・電・他	120	444	0	0	120	444
	交	338	2,422	0	0	338	2,422
	病	5	22	0	0	5	22
	単	186	548	0	0	186	548
	工・電・他	65	141	0	0	65	141
	病	8	24	0	0	8	24

都道府県名	事業名	「7条3号ただし書き組合活動」		その他組合活動		合計	
		延べ人数	総時間	延べ人数	総時間	延べ人数	総時間
大分県	単	205	974	0	0	205	974
	工・電	0	0	0	0	0	0
	病	155	306	0	0	155	306
宮崎県	単	0	0	0	0	0	0
	工・電・他	59	156	0	0	59	156
	病	0	0	0	0	0	0
鹿児島県	単	471	3,036	0	0	471	3,036
	工	-	-	-	-	-	-
	病	5	34	0	0	5	34
沖縄県	単	51	161	0	0	51	161
	水	152	388	0	0	152	388
	病	39	119	0	0	39	119

注 1) 労働組合がない場合は「-」としている。

2) <事業名等の凡例>

単: 単純労務職員、水: 水道事業、工: 工業用水道事業、交: 交通事業(軌道事業、自動車運送事業、鉄道事業をいう。)、電: 電気事業、簡: 簡易水道事業、病: 病院事業、
他: 左記以外の事業

政令市

①「7条3号ただし書き組合活動」以外に有給の労働組合活動があると報告のあった団体数

【単純労務職員】

H20調査	H21調査	増減
3	0	▲3

【企業職員】

H20調査	H21調査	増減
4	0	▲4

○政令市において、「口頭承認」又は「手続なし」で勤務時間中の労働組合活動を認めている団体はない。

②全団体の状況

都道府県名	事業名	「7条3号ただし書き組合活動」		その他組合活動		合計	
		延べ人数	総時間	延べ人数	総時間	延べ人数	総時間
札幌市	単	226	356	0	0	226	356
	水	68	138	0	0	68	138
	交	298	733	0	0	298	733
	病	19	23	0	0	19	23
仙台市	単	670	3,676	0	0	670	3,676
	水	546	875	0	0	546	875
	交	1,066	6,563	0	0	1,066	6,563
	ガ	85	272	0	0	85	272
さいたま市	単	57	85	0	0	57	85
	水	-	-	-	-	-	-
	交	127	189	0	0	127	189
	病	-	-	-	-	-	-
千葉市	単	51	98	0	0	51	98
	水	-	-	-	-	-	-
横浜市	単	-	-	-	-	-	-
	水・工	1,577	3,837	0	0	1,577	3,837
	交	99	185	0	0	99	185
	病	173	669	0	0	173	669
川崎市	単	-	-	-	-	-	-
	水・工	1,016	2,521	0	0	1,016	2,521
	交	597	1,061	0	0	597	1,061
	病	9	6	0	0	9	6
新潟市	単	49	66	0	0	49	66
	水	169	249	0	0	169	249
	病	0	0	0	0	0	0
静岡市	単	-	-	-	-	-	-
	水・他	0	0	0	0	0	0
浜松市	単	-	-	-	-	-	-
	水・他	125	152	0	0	125	152
名古屋市	単	-	-	-	-	-	-
	水・工・他	473	1,416	0	0	473	1,416
	交	1,223	1,917	0	0	1,223	1,917
	病	449	1,215	0	0	449	1,215
京都市	単	1,624	2,487	0	0	1,624	2,487
	水・他	333	678	0	0	333	678
	交	654	1,270	0	0	654	1,270
大阪市	単	957	1,828	0	0	957	1,828
	水	664	853	0	0	664	853
	交	52	57	0	0	52	57
	病	11	6	0	0	11	6
堺市	単	79	336	0	0	79	336
	水・他	249	826	0	0	249	826
神戸市	単	901	3,120	0	0	901	3,120
	水・工	263	1,317	0	0	263	1,317
	交	696	2,236	0	0	696	2,236
岡山市	単	288	1,148	0	0	288	1,148
	水・工	256	801	0	0	256	801
	病	0	0	0	0	0	0
	他	0	0	0	0	0	0
広島市	単	194	206	0	0	194	206
	水	334	458	0	0	334	458
	病	50	77	0	0	50	77
北九州市	単	2,040	2,082	0	0	2,040	2,082
	水・工	226	533	0	0	226	533
	交	71	284	0	0	71	284
	病	434	434	0	0	434	434
福岡市	単	454	1,033	0	0	454	1,033
	水	70	217	0	0	70	217
	交	79	205	0	0	79	205

注 1) 労働組合がない場合は「-」としている。

2) <事業名等の凡例>

単:単純労務職員、水:水道事業、工:工業用水道事業、交:交通事業(軌道事業、自動車運送事業、鉄道事業をいう。)、ガ:ガス事業、病:病院事業、他:左記以外の事業

市区町村

【単純労務職員】

①「7条3号ただし書き組合活動」以外に有給の労働組合活動があると報告のあった団体数

H20調査	H21調査	増減
30	14	▲ 16

○10団体の内訳は③を参照。

※平成21年9月30日時点で「7条3号ただし書き組合活動」のみを有給とするように是正済みの団体については()書きで示している。(2団体)

②「口頭承認」又は「手続なし」で勤務時間中の組合活動を認めている団体数

H20調査	H21調査	増減
11	4	▲ 7

③全団体の状況

(単位:団体数)

区分	労働組合の 存在する 団体数	「7条3号ただし書き組合活動」以外に 有給の組合活動あり (H20.10.1～H21.9.30)		「口頭承認」又は「手続なし」	
北海道	3	0		0	
青森県	6	0		0	
岩手県	2	0		0	
宮城県	-	-		-	
秋田県	3	0		0	
山形県	-	-		-	
福島県	-	-		-	
茨城県	3	0		0	
栃木県	1	0		0	
群馬県	8	0		0	
埼玉県	12	2	熊谷市、三郷市	1	川越市
千葉県	5	0		0	
東京都(特別区)	23	0		0	
東京都(市町村)	1	0		0	
神奈川県	4	0		1	鎌倉市
新潟県	2	0		0	
富山県	-	-		-	
石川県	1	0		0	
福井県	2	0		0	
山梨県	-	-		-	
長野県	-	-		-	
岐阜県	-	-		-	
静岡県	4	0		0	
愛知県	4	0		0	
三重県	2	0		0	
滋賀県	3	0		0	
京都府	3	1	福知山市	0	
大阪府	7	4	豊中市、貝塚市、八尾市、泉佐野市	1	豊中市
兵庫県	7	0		0	
奈良県	1	1	(奈良市)	0	
和歌山県	1	0		0	
鳥取県	2	0		0	
島根県	15	1	吉賀町	0	
岡山県	4	2	津山市、玉野市	0	
広島県	4	0		0	
山口県	5	0		0	
徳島県	2	0		0	
香川県	4	0		1	坂出市
愛媛県	2	0		0	
高知県	-	-		-	
福岡県	16	3	(直方市)、中間市、水巻町	0	
佐賀県	-	-		-	
長崎県	10	0		0	
熊本県	4	0		0	
大分県	-	-		-	
宮崎県	8	0		0	
鹿児島県	1	0		0	
沖縄県	-	-		-	
合計	185	14		4	

注 1) 労働組合がない場合は「-」としている。

市区町村

【企業職員】

①「7条3号ただし書き組合活動」以外に有給の労働組合活動があると報告のあった団体数

H20調査	H21調査	増減
45	32	▲ 13

○32団体の内訳は③を参照。

※平成21年9月30日時点で「7条3号ただし書き組合活動」のみを有給とするようには正済みの団体については()書きで示している。(6団体)

②「口頭承認」又は「手続なし」で勤務時間中の組合活動を認めている団体数

H20調査	H21調査	増減
26	10	▲ 16

③全団体の状況

(単位:団体数)

区分	労働組合の 存在する 団体数	「7条3号ただし書き組合活動」以外に 有給の組合活動あり (H20.10.1~H21.9.30)		「口頭承認」又は「手続なし」	
北海道	16	0		0	
青森県	6	0		0	
岩手県	2	0		0	
宮城県	4	0		0	
秋田県	8	0		0	
山形県	7	0		0	
福島県	5	2	郡山市(水)、いわき市(水)	0	
茨城県	7	0		0	
栃木県	3	0		0	
群馬県	11	0		0	
埼玉県	8	2	川越市(水・他)、三郷市(水)	1	川越市(水・他)
千葉県	7	0		0	
東京都(特別区)	-	-		-	
東京都(市町村)	3	1	青梅市(病)	0	
神奈川県	1	0		0	
新潟県	17	0		0	
富山県	6	1	(富山市(水・工・他))	0	
石川県	3	0		0	
福井県	2	0		0	
山梨県	2	0		0	
長野県	12	1	(塩尻市(水・他))	2	上田市(水)、塩尻市(水・他)
岐阜県	8	0		0	
静岡県	13	0		0	
愛知県	3	0		0	
三重県	8	0		0	
滋賀県	7	0		0	
京都府	6	2	福知山市(水・ガ、病)、亀岡市(水)	1	亀岡市(水)
大阪府	22	7	豊中市(水・他)、貝塚市(水、病)、八尾市(水、病)、泉佐野市(水、病)、松原市(水)、箕面市(水)、門真市(水)	2	豊中市(水・他)、池田市(水・他)
兵庫県	13	2	(尼崎市(交))、(西宮市(水))	0	
奈良県	5	1	大和郡山市(水)	0	
和歌山県	2	0		0	
鳥取県	8	2	鳥取市(水)、米子市(水)	0	
島根県	16	0		1	松江市(水、病、交・他、ガ)
岡山県	7	2	津山市(水・工・簡)、玉野市(水・病)	0	
広島県	10	0		0	
山口県	9	0		0	
徳島県	5	0		0	
香川県	6	0		1	坂出市(水)
愛媛県	5	0		0	
高知県	2	1	土佐市(病)	0	
福岡県	16	3	(直方市(水))、中間市(水)、水巻町(水)	0	
佐賀県	2	1	佐賀市(水)	1	佐賀市(水)
長崎県	12	0		0	
熊本県	5	1	熊本市(水・他、交)	0	
大分県	3	2	別府市(水)、中津市(水)	1	別府市(水)
宮崎県	10	1	串間市(水)	0	
鹿児島県	10	0		0	
沖縄県	2	0		0	
合 計	345	32		10	

注 1) 労働組合がない場合は「-」としている。

2) <事業名等の凡例>

水:水道事業、工:工業用水道事業、交:交通事業(軌道事業、自動車運送事業、鉄道事業をいう)、ガ:ガス事業、簡:簡易水道事業、病:病院事業、他:左記以外の事業

在籍専従職員の状況(都道府県)

(単位:人)

都道府県	職員団体			労働組合	
	一般職員 職員団体	教育関係 職員団体	単純労務職員 職員団体	単純労務職員 労働組合	企業職員 労働組合
北海道	32	64	0	-	0
青森県	2	4	-	1	0
岩手県	4	24	0	-	3
宮城県	3	9	-	0	1
秋田県	8	14	0	-	0
山形県	5	15	-	-	2
福島県	4	14	-	-	1
茨城県	4	15	-	0	1
栃木県	6	9	-	-	0
群馬県	5	6	-	0	1
埼玉県	0	11	-	-	0
千葉県	1	25	-	-	0
東京都	14	20	-	0	12
神奈川県	1	27	-	1	2
新潟県	13	27	-	0	2
富山県	7	10	-	-	0
石川県	3	11	-	2	0
福井県	4	10	-	0	0
山梨県	2	17	-	-	0
長野県	6	19	-	-	0
岐阜県	4	8	-	-	-
静岡県	5	24	-	-	1
愛知県	5	25	-	-	1
三重県	7	14	-	0	3
滋賀県	4	13	-	-	1
京都府	5	13	-	-	-
大阪府	6	28	-	0	0
兵庫県	6	38	-	0	0
奈良県	6	4	-	-	0
和歌山県	4	16	-	-	0
鳥取県	3	8	-	0	0
島根県	5	5	-	1	0
岡山県	6	18	-	-	1
広島県	9	14	-	0	0
山口県	6	10	-	0	0
徳島県	1	7	-	-	1
香川県	5	6	-	0	0
愛媛県	2	2	-	-	0
高知県	5	10	-	-	0
福岡県	17	29	-	0	0
佐賀県	3	11	-	-	-
長崎県	3	4	-	0	1
熊本県	2	4	-	0	0
大分県	5	29	-	1	0
宮崎県	5	4	-	0	1
鹿児島県	5	19	-	1	1
沖縄県	8	16	-	0	3
合計	266	730	0	7	39

注 1) 平成21年4月1日現在、当該団体が在籍専従の許可をしている者を計上している。なお「教育関係職員団体」は、教育公務員が主となっている職員団体の専従職員数で、当該団体の教育委員会が在籍専従の許可をしている者を計上している。(文部科学省調査)

2) 職員団体・労働組合がない場合は「-」、職員団体・労働組合はあるが在籍専従職員がいない場合は「0」としている。

在籍専従職員の状況(政令市)

(単位:人)

都道府県	職員団体			労働組合	
	一般職員 職員団体	教育関係 職員団体	単純労務職員 職員団体	単純労務職員 労働組合	企業職員 労働組合
札幌市	6	9	-	4	5
仙台市	4	3	-	0	3
さいたま市	2	2	0	-	0
千葉市	5	3	-	0	-
横浜市	5	16	-	-	11
川崎市	6	7	-	-	3
新潟市	4	3	-	0	1
静岡市	0	3	-	-	0
浜松市	2	4	-	-	1
名古屋市	9	10	-	-	9
京都市	12	6	-	0	4
大阪市	15	16	-	14	13
堺市	3	4	-	1	0
神戸市	4	8	-	3	4
岡山市	3	-	-	2	0
広島市	4	3	-	0	3
北九州市	1	3	-	0	1
福岡市	4	4	-	0	1
合計	89	104	0	24	59

注 1) 平成21年4月1日現在、当該団体が在籍専従の許可をしている者を計上している。なお「教育関係職員団体」は、教育公務員が主となっている職員団体の専従職員数で、当該団体の教育委員会が在籍専従の許可をしている者を計上している。(文部科学省調査)
 2) 職員団体・労働組合がない場合は「-」、職員団体・労働組合はあるが在籍専従職員がない場合は「0」としている。